



第56回 定時株主総会

招集ご通知

目次

- 開催日時** 2024年6月26日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分
- 開催場所** 新潟県上越市中央1丁目2番7号
ホテルセンチュリーイカヤ本館3階
飛天の間
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

第56回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	12
計算書類	29
連結計算書類	31
監査報告	33

株主各位

証券コード 1828

2024年6月5日

新潟県上越市大字福田20番地

田辺工業株式会社

代表取締役社長 **水澤 文雄**

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tanabe-ind.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/1828/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時 受付開始 午前9時30分
2 場 所	新潟県上越市中央1丁目2番7号 ホテルセンチュリーイカヤ本館3階 飛天の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第56期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件 第56期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

××××年××月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

※ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

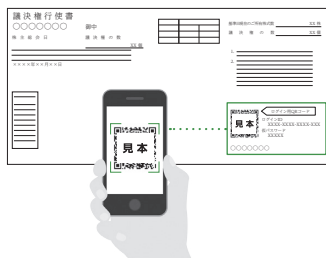
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、内部留保の充実により企業体質の強化をはかりながら株主の皆様へは安定した配当を維持しつつ、さらに業績の伸展などを勘案して特別配当を実施するなど、株主に利益還元することを基本方針としております。第56期の期末配当につきましては、当期の業績、配当性向及び財務状況等を総合的に勘案し1株につき50円（前期比10円増）といたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 50円 配当総額 523,375,800円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	わたぬき よしお 四月朔日 義雄	代表取締役会長	再任
2	みず さわ ふみ お 水澤 文雄	代表取締役社長兼社長執行役員	再任
3	やま くち ひさ ゆき 山 口 久 行	取締役専務執行役員 品質・安全推進室、名古屋支店、 大牟田支店、姫路技術センター担当	再任
4	ごん もり ゆう いち 権 守 勇 一	取締役常務執行役員 管理部長	再任
5	あお き えい いち 青 木 栄 一	取締役常務執行役員 千葉支店長、鹿島支店担当	再任
6	よこ た ゆう いち 横 田 猶 一	社外取締役	再任 社外 独立
7	の もと なお き 野 本 直 樹	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

わたぬきよしお
四月朔日義雄

再任

生年月日

1941年7月3日生

所有する当社の株式数

320,500株

取締役会出席状況

16/17回

候補者番号

2

みずさわふみお
水澤文雄

再任

生年月日

1955年4月22日生

所有する当社の株式数

56,700株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1969年2月 当社入社
1981年10月 当社取締役営業部長
1990年4月 当社常務取締役営業本部長
1990年6月 当社専務取締役営業本部長
1998年10月 当社代表取締役社長
2009年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員
2023年6月 当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

四月朔日義雄氏は、1969年入社、取締役営業部長、常務取締役、専務取締役を経て、1998年より代表取締役社長を務め、2023年に代表取締役会長へ就任。同氏は当社全体にわたる事業経営に関し、豊富な経験と知見を有しており、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1983年2月 当社入社	2016年6月 当社取締役常務執行役員 北陸支店長、電力事業部担当
1998年9月 タナベタイランド社代表取締役社長	2018年4月 当社取締役常務執行役員 大阪支店長、名古屋支店、姫路技術センター担当
2003年6月 当社取締役産機エンジニアリング部長	2021年4月 当社取締役常務執行役員 大阪支店、名古屋支店、姫路技術センター、タナベタイランド社担当
2009年6月 当社取締役退任 当社上席執行役員産機エンジニアリング部長、電力事業部担当	2022年4月 当社取締役常務執行役員 大阪支店、名古屋支店、姫路技術センター、電力事業部、タナベタイランド社担当
2010年4月 当社上席執行役員 埼玉技術センター長	2023年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）
2011年4月 当社上席執行役員 営業部長	
2012年4月 当社上席執行役員 北陸支店長	
2013年6月 当社取締役上席執行役員 北陸支店長、電力事業部担当	

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

水澤文雄氏は、1983年入社、主に電気計装事業・電力事業に携わり、タナベタイランド社代表取締役、取締役常務執行役員を経て、2023年6月より代表取締役社長へ就任し、当社の経営を担っております。同氏は現場に精通した豊富な経験と知見を有するとともに、海外での豊富な経験と実績を活かし、グローバルな視点で当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

やまぐち ひさゆき
山口 久行

再任

生年月日

1956年6月15日生

所有する当社の株式数

30,800株

取締役会出席状況

16/17回

略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 当社入社
2009年6月 当社執行役員 千葉支店長
2013年4月 当社執行役員 青海支店長
2013年6月 当社上席執行役員 青海支店長
2014年6月 当社取締役上席執行役員 青海支店長
2016年6月 当社取締役常務執行役員 青海支店長
2018年4月 当社取締役常務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、北陸支店担当
2020年6月 当社取締役常務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、北陸支店、大牟田支店担当
2022年6月 当社取締役常務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、技術部、北陸支店、大牟田支店担当
2023年6月 当社取締役専務執行役員 青海支店長、品質・安全推進室、名古屋支店、大牟田支店、姫路技術センター担当
2024年4月 当社取締役専務執行役員 品質・安全推進室、名古屋支店、大牟田支店、姫路技術センター担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

山口久行氏は、1979年入社、主に産業プラント設備工事事業に携わり、2014年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は現場に精通した豊富な経験・知見を有するとともに、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ごんもり ゆういち
権守 勇一

再任

生年月日

1957年2月18日生

所有する当社の株式数

17,500株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1979年4月 当社入社
2013年4月 当社 事務部長
2014年6月 当社執行役員 事務部長
2015年6月 当社上席執行役員 事務部長
2016年6月 当社取締役上席執行役員 事務部長
2018年6月 当社取締役上席執行役員 管理部長
2023年6月 当社取締役常務執行役員 管理部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

権守勇一氏は、1979年入社以来、主に、経理・財務等の業務に携わり、2016年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は経営管理業務及び事業経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

あおき えい いち
青木 栄一

再任

生年月日

1960年9月25日生

所有する当社の株式数

16,000株

取締役会出席状況

13/13回

候補者番号

6

よこた ゆう いち
横田 猶一

再任

社外

独立

生年月日

1953年6月17日生

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 当社入社
2013年4月 当社 鹿島支店長
2016年6月 当社執行役員 鹿島支店長
2018年4月 当社執行役員 千葉支店長、鹿島支店担当
2019年6月 当社上席執行役員 千葉支店長、鹿島支店担当
2022年6月 当社常務執行役員 千葉支店長、鹿島支店、埼玉技術センター担当
2023年6月 当社取締役常務執行役員 千葉支店長、鹿島支店担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

青木栄一氏は、1985年入社、主に産業プラント設備工事事業に携わり、2023年6月より取締役に就任し、当社の経営を担っております。同氏は様々な大型案件のプロジェクトに携わるなど、現場を統括した豊富な経験・知見を有するとともに、当社の持続的な成長に貢献していただけると判断し、取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1972年4月 三菱電機株式会社 入社
2006年4月 同社 関越支社 新潟支店長
2012年4月 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関越支社 ファシリティ営業部長
2014年4月 同社 関越支社 支社長付・新潟支店囃駐在
2016年3月 同社 退職
2016年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

横田猶一氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、2016年6月より当社社外取締役に就任し、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

7

の も と な お き
野本直樹

再任

社外

独立

生年月日

1958年12月24日生

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況

16/17回

略歴、当社における地位及び担当

1987年10月 監査法人中央会計事務所 入所（合併により中央新光監査法人）
1989年 7月 中央新光監査法人 退職
1989年 7月 太田昭和監査法人 入所（現 EY新日本有限責任監査法人）
2010年 9月 同所 長岡事務所長
2017年 6月 EY新日本有限責任監査法人 退職
2017年 7月 野本直樹公認会計士事務所 所長(現任)
2018年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

野本直樹公認会計士事務所 所長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野本直樹氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に活かしていただき、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の内、横田猶一氏と野本直樹氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、横田猶一氏と野本直樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 当社は、横田猶一氏と野本直樹氏を会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、当社のすべての取締役、執行役員および監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2024年6月30日に更新する予定であります。
 6. 横田猶一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
 7. 野本直樹氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

当社取締役会のスキル・マトリックス

氏名		期待される分野（知識・経験・能力等）								
		企業経営	会計／財務／税務	コンプライアンス 法務	人材マネジメント	技術／施工管理	品質／安全	営業戦略	グローバル	サステナビリティ
取締役	四月朔日 義雄（社内）	●			●			●	●	
	水澤 文雄（社内）	●				●			●	●
	山口 久行（社内）	●				●	●	●		
	権守 勇一（社内）	●	●		●					●
	青木 栄一（社内）					●	●	●		
	横田 猶一（社外）							●		●
	野本 直樹（社外）		●							●
監査役	小杉 順（社内）	●		●			●			
	伊藤 秀夫（社外）		●	●						●
	島宗 隆一（社外）		●							●

(注) 上記マトリックスについては、各人の有する全てのスキルを記載したものではありません。各人の有する、特に専門性の高いスキルおよび取締役・監査役として期待するスキルの最大4つに●を付しております

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、各種政策の効果などもあり、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、地政学リスクによる経済への影響、エネルギー価格・原材料価格の上昇など、先行きは不透明な状況が続いております。

設備工事業界においては、公共投資は堅調に推移し、民間設備投資は持ち直しの動きがみられましたが、物価上昇や国際情勢により先行きが不透明な状況等があり、受注・価格競争は厳しい状況で推移しております。

このような状況下で、当社はお客様のニーズに合った設備の提案を積極的に行い、受注の確保・拡大に努めてまいりました。当社の主要顧客である化学業界において半導体関連の大型プラント建設工事、E V材関連設備工事、設備改修工事、脱炭素対応に向けた設備工事、また、定期修繕工事等を中心とした受注があり、前期を上回る受注高となりました。売上高は、懸念されていた工事資材の納期長期化や物資不足などの影響は想定より少なく、大型案件をはじめとした工事の進捗は想定以上に順調に推移し、前期を上回る結果となりました。

利益面につきましては、売上高は増加しましたが、設備工事業における複数件の工事において、市場環境の変化による資材費、労務費などの上昇を吸収できず低収益化したこと、一部の案件に工事損失及び工事損失引当金を計上したことなどから、売上総利益率は低下しました。また、ESGへの取組などの諸施策による販売費及び一般管理費の増加がありましたが、増収効果などにより、営業利益、経常利益とも前期を上回る結果となりました。また、当事業年度及び今後の業績動向等を勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、法人税等調整額を計上しました。これにより当期純利益は前期を上回る結果となりました。

	第55期 (2023年3月期)	第56期 (2024年3月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	46,376	52,944	14.2%増
売上高	40,739	50,002	22.7%増
営業利益	2,726	2,770	1.6%増
経常利益	2,860	2,909	1.7%増
当期純利益	1,792	2,041	13.9%増
次期繰越高	25,513	28,454	11.5%増

会社の事業区分別売上状況は次のとおりであります。なお、当事業年度より、事業区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後の事業区分に組み替えた数値で比較しております。

産業プラント 設備工事部門

売上高
23,988百万円
(前期比40.2%増)

民間プラント・機械装置を主体としております産業プラント設備工事部門は、半導体関連の大型プラント建設工事、E V材関連設備工事、設備改修工事、脱炭素対応に向けた設備工事を中心とした受注があり、受注高26,135百万円（前期比23.4%増）、売上高23,988百万円（前期比40.2%増）ともに前期を上回りました。



設備保全工事部門

売上高
10,446百万円
(前期比4.5%増)

民間プラント保全工事を主体としております設備保全工事部門は、工場設備の定期修繕工事を中心とした受注が堅調であり、受注高10,332百万円（前期比6.1%増）、売上高10,446百万円（前期比4.5%増）と前期を上回りました。



電気計装工事部門

売上高
9,194百万円
(前期比17.9%増)

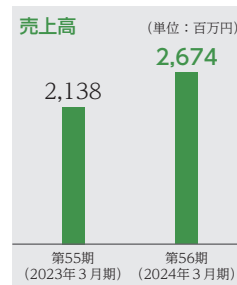
電気計装工事部門は、産業プラント設備工事部門とのジョイントによる、プラント建設工事を中心とした受注があり、受注高9,095百万円（前期比3.4%増）と前期を上回りました。売上高も前期からの繰越工事の完成や進行基準による売上などにより、9,194百万円（前期比17.9%増）と前期を上回りました。



メカトロニクス部門

売上高
2,674 百万円
(前期比25.1%増)

メカトロニクス部門は、電子材料メーカー向け充填ラインの大型受注が寄与し、受注高3,311百万円（前期比7.8%増）、売上高2,674百万円（前期比25.1%増）ともに前期を上回りました。



送電工事部門

売上高
2,168 百万円
(前期比8.3%減)

送電工事部門は、電力会社の設備保守等の受注が堅調でありましたが、受注高2,290百万円（前期比5.9%減）、売上高2,168百万円（前期比8.3%減）ともに前期を下回りました。



管工事部門

売上高
1,437 百万円
(前期比19.1%増)

管工事部門は、官公庁設備の改修等の受注があり、受注高1,663百万円（前期比60.0%増）、売上高1,437百万円（前期比19.1%増）ともに前期を上回りました。



鑄造用工業炉部門

売上高

92 百万円

(前期比27.1%減)

鑄造用工業炉部門は、受注高は116百万円（前期比4.7%減）、売上高は92百万円（前期比27.1%減）と前期を下回りました。



(単位：百万円)

部 門	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
産業プラント設備工事	14,180	26,135	23,988	16,326
設備保全工事	1,513	10,332	10,446	1,399
電気計装工事	6,998	9,095	9,194	6,899
メカトロニクス	2,177	3,311	2,674	2,814
送電工事	268	2,290	2,168	389
管工事	366	1,663	1,437	591
鑄造用工業炉	9	116	92	33
合 計	25,513	52,944	50,002	28,454

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は812百万円であります。主なものは建設仮勘定（教育訓練施設建設等）であります。

③ 資金調達状況

当事業年度中に運転資金及び固定資産購入資金確保のため、金融機関より長期借入金500百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

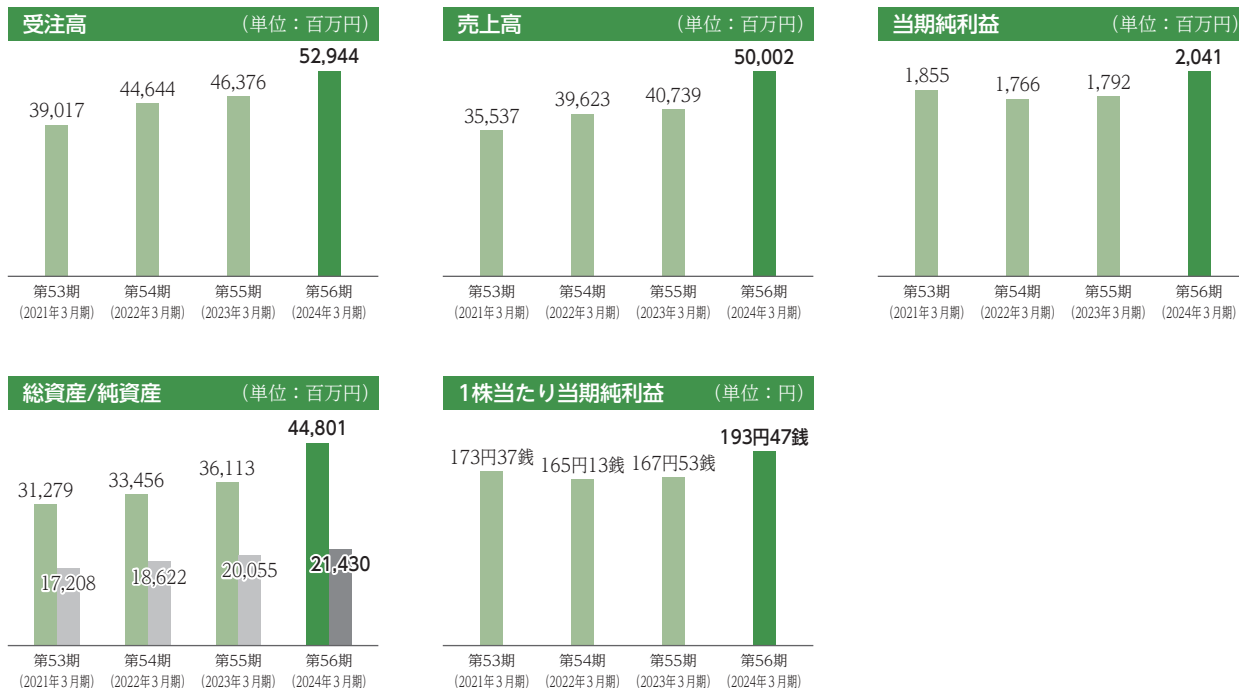
⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第53期 (2021年3月期)	第54期 (2022年3月期)	第55期 (2023年3月期)	第56期 (当事業年度) (2024年3月期)
受注高	(百万円)	39,017	44,644	46,376	52,944
売上高	(百万円)	35,537	39,623	40,739	50,002
当期純利益	(百万円)	1,855	1,766	1,792	2,041
1株当たり当期純利益	(円)	173円37銭	165円13銭	167円53銭	193円47銭
総資産	(百万円)	31,279	33,456	36,113	44,801
純資産	(百万円)	17,208	18,622	20,055	21,430

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
タナベタイランド社	700,921 (200,000千タイバツ)	100	表面処理事業、産業機械装置の製造・販売
田工実業（上海）有限公司	500,000 (29,970千円)	100	産業機械装置の販売・輸出入・メンテナンス
タナベエンジニアリング シンガポール社	102,719 (1,600千シンガポールドル)	100	プラント設備の設計・施工・メンテナンス
タナベテクニカルサービス マレーシア社	96,940 (3,500千マレーシアリングット)	100	プラント設備の設計・施工・メンテナンス
タナベエンジニアリング アジア社	16,320 (4,000千タイバツ)	49	プラント設備の設計・施工・メンテナンス

- (注) 1. 2023年5月9日にタナベエンジニアリングアジア社を設立いたしました。同社は特定子会社には該当しておりませんが、連結の範囲に含めております。
2. 田工実業（上海）有限公司は、2024年度に清算予定です。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社であり、当事業年度の連結売上高は51,842百万円（前期比20.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,895百万円（前期比14.5%増）となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しは、物価高や金融引き締めに伴う景気減速懸念に加え、地政学リスクによる経済への影響など、依然として不透明な状況が想定されます。

このような状況下、当社グループの事業においても、労務情勢の変化や物価高騰、供給面での制約等を注視しつつ事業展開する必要がありますが、企業として持続的に成長するためには、競争力の維持・強化は勿論のこと、環境問題や社会問題に配慮したサステナブルな経営活動を行うことが必要不可欠であり、次の諸施策を推進することにより、「モノづくりを通じて、サステナブル社会の実現を目指す」企業グループを目指してまいります。

- ① E P C事業の進化。
- ② 国内拠点の体制強化を図る。（大牟田、中京、関西）
- ③ 海外子会社の業績改善を図る。（ビジネスモデルの再構築、安定的な商流の確立）
- ④ 自動化・省力化ニーズに対し、当社独自技術と各メーカーの技術融合による、高付加価値の装置・システムの確立を図る。
- ⑤ ものづくりの最先端技術へ積極的なアプローチを図る。（半導体素材、EV材料、カーボンニュートラル等）
- ⑥ DXの推進（設計・施工管理のデジタル化、情報セキュリティの強化）
- ⑦ 重要課題（マテリアリティ）の解決に向けたESG経営の推進。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、化学・医薬・自動車部材工業界向け製造設備の製作から据付、保全工事を一貫して行っております。併せて、公共、電力会社向けインフラ施設を手がけております。

部門	事業内容
産業プラント設備工事	化学・医薬、その他工業部材等のプラント設備・装置、環境設備、ウェアラブルカメラの開発・販売
設備保全工事	化学・医薬等のプラント設備、発電所機器の設備診断・保全改修
電気計装工事	化学・医薬等のプラント設備、公共・一般建築物の電気計装設備、情報通信設備の設計・施工・運営、太陽光発電設備の設計・施工・売電
メカトロニクス	各種省力機器システム、自動化機器の設計・製作・施工
送電工事	送電用鉄塔建設、送配電線の新設・張替の施工
管工事	公共ガス水道、防消火設備、空調・衛生設備の設計・施工
鑄造用工業炉	アルミ鑄物生産用工業炉の設計・製作

(6) 主要な事業所及び工場 (2024年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	新潟県上越市	鹿島支店・工場	茨城県神栖市
東京本社	東京都千代田区	大牟田支店・工場	福岡県大牟田市
大阪支店	大阪府大阪市	埼玉技術センター	埼玉県吉川市
名古屋支店	愛知県名古屋市	姫路技術センター	兵庫県姫路市
青海支店・工場	新潟県糸魚川市	幕張エンジセンター	千葉県千葉市
北陸支店・工場	新潟県上越市	電力事業部	新潟県上越市
千葉支店・工場	千葉県市原市	新潟営業所	新潟県新潟市

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
802 (146) 名	-19 (+37) 名	40.9歳	15.6年

(注) 使用人数は就業人員で記載しており、臨時雇用者数は年間の平均人員を () に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社第四北越銀行	2,665
株式会社三菱UFJ銀行	1,830
株式会社みずほ銀行	480

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 32,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,728,000株

(3) 株主数 10,477名

(4) 大株主 (上位10位)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
田辺工業取引先持株会	966	9.22
有限会社ケイアンドアイ	860	8.21
株式会社第四北越銀行	500	4.77
四月朔日 義雄	320	3.06
清原 達郎	305	2.91
田辺 よし江	302	2.89
田辺工業従業員持株会	285	2.72
田辺商事株式会社	244	2.33
出頭 久美子	221	2.11
合同会社TNB	220	2.10

(注) 1. 当社は、自己株式を260,484株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	四月朔日 義 雄	
代表取締役社長 社長執行役員	水 澤 文 雄	
取締役 専務執行役員	山 口 久 行	青海支店長 品質・安全推進室担当 名古屋支店担当 大牟田支店担当 姫路技術センター担当
取締役 常務執行役員	権 守 勇 一	管理部長
取締役 常務執行役員	青 木 栄 一	千葉支店長 鹿島支店担当
取締役	横 田 猶 一	
取締役	野 本 直 樹	野本直樹公認会計士事務所所長
常勤監査役	小 杉 順	
監査役	伊 藤 秀 夫	緑風法律事務所所長
監査役	島 宗 隆 一	税理士法人齋藤・島宗会計 代表社員税理士

- (注) 1. 取締役 横田猶一及び野本直樹の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 伊藤秀夫及び島宗隆一の両氏は社外監査役であります。
3. 社外取締役 横田猶一及び野本直樹の両氏並びに社外監査役 伊藤秀夫及び島宗隆一の両氏は、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
4. 監査役 島宗隆一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2023年6月28日開催の第55回定時株主総会において、新たに青木栄一氏が取締役に選任され就任いたしました。

取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。（2024年4月1日現在）

地位	氏名	担当
上席執行役員	小 野 哲 也	海外事業部長 タナベエンジニアリングシンガポール社社長 タナベテクニカルサービスマレーシア社社長 タナベエンジニアリングアジア社社長
執行役員	田 中 稔	北陸支店長 幕張エンジセンター担当
執行役員	高 嶋 利 行	青海支店長
執行役員	相 澤 陽 一	技術部長
執行役員	小 林 裕 幸	埼玉技術センター長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（千円）
取締役	7	154,189
監査役	3	21,870
（社外役員）	4	20,910

- (注) 1. 上記社外役員の支給額は、取締役、監査役の支給額にそれぞれ含めております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第55回定時株主総会において、年額220,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。
 4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第38回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。
 5. 上記支給人員、支給額には、以下のものが含まれております。
 当事業年度に係る役員賞与55,000千円（取締役7名に対し48,970千円、監査役3名に対し6,030千円）

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

企業価値の持続的な向上を図り、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能する報酬体系を構築すべく、2021年2月19日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ.基本方針

当社の役員報酬制度は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）及び社外取締役の報酬は、金銭報酬である月額報酬及び賞与により構成することとする。

ロ.金銭報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行取締役の報酬について、月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲等に基づき決定し、毎月支払うこととし、賞与は、当期の会社業績、その職責、配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績等（以下「会社業績等」という。）を総合的に勘案して決定し、年に一度定時株主総会の翌日に支払うこととする。

社外取締役の報酬については、その職責及び市場水準等（以下「職責等」という。）を勘案して月額報酬及び賞与を決定することとする。その月額報酬は、毎月支払うこととし、賞与は、年に一度定時株主総会の翌日に支払うこととする。

ハ.各報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬は、金銭報酬（月額報酬及び賞与）のみとする。

ニ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（取締役に対する委任に関する事項を含む。）

個人別の取締役の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 水澤文雄がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額及び会社業績等又は職責等を踏まえた賞与の額の評価配分とする。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためである。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個人別の取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内において、代表取締役社長及び担当執行役員が報酬案を策定し、社外取締役に事前説明を行ったうえで、社外取締役の意見・助言を踏まえ、取締役会の協議により取締役の報酬額を決定し、上記委任を受けた代表取締役社長は、当該取締役会の決定を前提とし、その配分を決定することとする。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、すべての取締役、執行役員および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担する事となった訴訟費用及び損害賠償金を填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 野本直樹氏は野本直樹公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と野本直樹公認会計士事務所との間には、特別な関係はありません。

監査役 伊藤秀夫氏は緑風法律事務所の所長であります。なお、当社と緑風法律事務所の間には、特別な関係はありません。

監査役 島宗隆氏は税理士法人齋藤・島宗会計の代表社員税理士であります。なお、当社と税理士法人齋藤・島宗会計の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
取締役 横 田 猶 一	17回	17回	—	—
取締役 野 本 直 樹	17	16	—	—
監査役 伊 藤 秀 夫	17	16	11回	11回
監査役 島 宗 隆 一	17	17	11	11

・ 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 横田猶一氏は、他社での豊富な業務経験と知識を活かし、取締役会において議案審議および当社の経営全般に適宜的確な助言を行っており、専門的な立場から質問・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役 野本直樹氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において議案審議および当社の経営全般に必要な発言を行っており、独立した立場から質問・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査役 伊藤秀夫氏は、取締役会及び監査役会において、弁護士としての経験や専門的見地から審議に関して必要な発言を行っております。

監査役 島宗隆一氏は、取締役会及び監査役会において、税理士として主に財務、税務的な見地から審議に関して必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるタナベタイランド社、田工実業（上海）有限公司、タナベエンジニアリングシンガポール社、タナベテクニカルサービスマレーシア社及びタナベエンジニアリングアジア社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第56期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	34,542,998
現金預金	2,396,575
受取手形	1,209,389
電子記録債権	833,393
完成工事未収入金	29,536,149
未成工事支出金	99,029
材料貯蔵品	108,099
短期貸付金	125,515
前払費用	38,743
その他	199,273
貸倒引当金	△3,171
固定資産	10,258,559
有形固定資産	7,826,071
建物・構築物	3,546,315
機械・運搬具	397,936
工具器具・備品	345,750
土地	3,097,468
リース資産	33,610
建設仮勘定	404,989
無形固定資産	204,328
借地権	62,154
その他	142,173
投資その他の資産	2,228,158
投資有価証券	431,419
関係会社株式	808,425
出資金	997
長期貸付金	3,035
長期前払費用	707
繰延税金資産	904,695
その他	78,878
資産合計	44,801,557

科目	第56期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	21,906,867
支払手形	793,814
電子記録債務	7,548,839
工事未払金	5,008,501
短期借入金	4,500,000
リース債務	20,679
未払金	793,635
未払費用	336,626
未払法人税等	425,334
未成工事受入金	972,599
預り金	84,308
完成工事補償引当金	19,397
工事損失引当金	18,510
賞与引当金	1,290,234
役員賞与引当金	55,000
設備支払手形	39,386
固定負債	1,464,185
長期借入金	475,000
長期未払金	130,000
リース債務	16,047
退職給付引当金	843,137
負債合計	23,371,052
純資産の部	
株主資本	21,311,138
資本金	885,320
資本剰余金	1,475,320
資本準備金	1,475,320
利益剰余金	19,260,939
利益準備金	141,200
その他利益剰余金	19,119,739
別途積立金	7,152,000
繰越利益剰余金	11,967,739
自己株式	△310,440
評価・換算差額等	119,366
その他有価証券評価差額金	119,366
純資産合計	21,430,505
負債純資産合計	44,801,557

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損益計算書

(単位：千円)

科目	第56期
	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	50,002,852
売上原価	43,008,926
売上総利益	6,993,925
販売費及び一般管理費	4,223,309
営業利益	2,770,616
営業外収益	186,061
受取利息配当金	33,470
その他	152,590
営業外費用	47,474
支払利息	11,501
その他	35,973
経常利益	2,909,202
特別利益	1,517
固定資産売却益	1,499
投資有価証券売却益	17
特別損失	146,605
固定資産処分損	21,874
関係会社株式評価損	100,294
投資有価証券評価損	444
ゴルフ会員権評価損	409
減損損失	23,582
税引前当期純利益	2,764,114
法人税、住民税及び事業税	887,710
法人税等調整額	△164,749
当期純利益	2,041,152

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第56期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	35,915,007
現金預金	3,290,904
受取手形・完成工事未収入金等	31,103,229
電子記録債権	833,393
未成工事支出金	99,038
その他棚卸資産	271,944
その他	319,667
貸倒引当金	△3,171
固定資産	10,324,321
有形固定資産	8,802,239
建物・構築物	3,930,862
機械・運搬具・工具器具・備品	1,148,350
土地	3,195,754
リース資産	77,974
建設仮勘定	449,297
無形固定資産	206,168
投資その他の資産	1,315,913
投資有価証券	431,419
繰延税金資産	773,881
その他	110,612
資産合計	46,239,329

科目	第56期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	22,205,038
支払手形・工事未払金等	5,909,348
電子記録債務	7,548,839
短期借入金	4,500,000
リース債務	35,411
未払金	772,065
未払費用	451,251
未払法人税等	425,334
未成工事受入金	1,016,625
完成工事補償引当金	19,957
工事損失引当金	18,510
賞与引当金	1,290,234
役員賞与引当金	55,000
関係会社整理損失引当金	33,209
その他	129,250
固定負債	1,400,722
長期借入金	475,000
リース債務	77,952
長期未払金	130,000
退職給付に係る負債	717,770
負債合計	23,605,761
純資産の部	
株主資本	21,993,481
資本金	885,320
資本剰余金	1,475,320
利益剰余金	19,943,281
自己株式	△310,440
その他の包括利益累計額	632,587
その他有価証券評価差額金	119,366
為替換算調整勘定	375,666
退職給付に係る調整累計額	137,554
非支配株主持分	7,499
純資産合計	22,633,568
負債純資産合計	46,239,329

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第56期
	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	51,842,358
売上原価	44,513,805
売上総利益	7,328,553
販売費及び一般管理費	4,651,094
営業利益	2,677,458
営業外収益	105,554
受取利息配当金	9,877
その他	95,676
営業外費用	56,953
支払利息	12,494
その他	44,458
経常利益	2,726,059
特別利益	2,658
固定資産売却益	2,641
投資有価証券売却益	17
特別損失	112,027
固定資産売却損	71
固定資産処分損	21,874
投資有価証券評価損	444
ゴルフ会員権評価損	409
減損損失	56,017
関係会社整理損失引当金繰入額	33,209
税金等調整前当期純利益	2,616,690
法人税、住民税及び事業税	887,710
法人税等調整額	△166,057
当期純利益	1,895,037
非支配株主に帰属する当期純利益	△925
親会社株主に帰属する当期純利益	1,895,963

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

田辺工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 顕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田辺工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検査すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合又はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

田辺工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 顕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田辺工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田辺工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

田辺工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小杉 順 ㊞

社外監査役 伊藤 秀夫 ㊞

社外監査役 島宗 隆一 ㊞

以 上

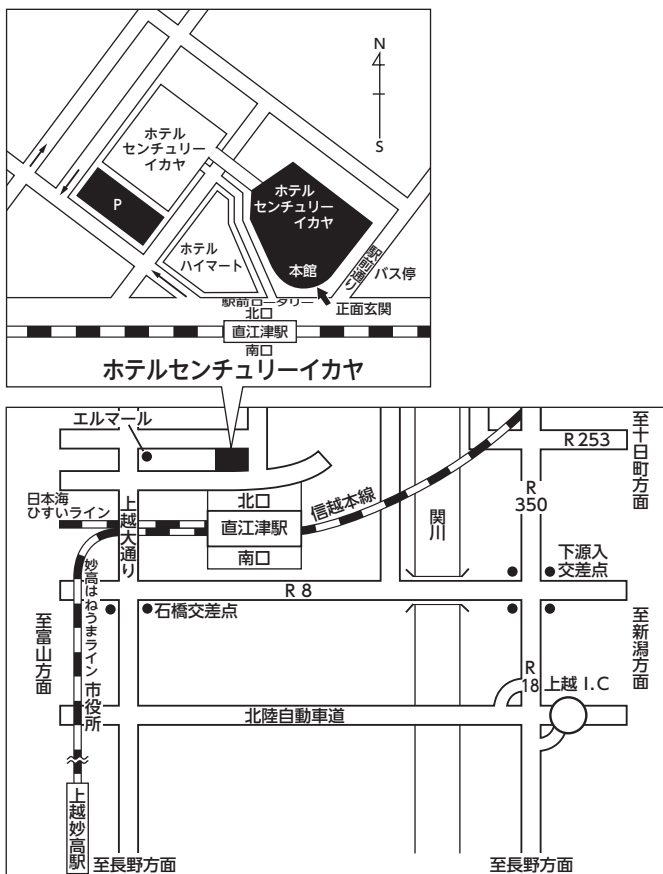
定時株主総会会場ご案内図

会場

ホテルセンチュリーイカヤ本館 3階 飛天の間
新潟県上越市中央1丁目2番7号 電話 025-545-3111

交通

北陸新幹線上越妙高駅より妙高はねうまラインで15分
直江津駅北口より徒歩1分
北陸自動車道上越I.Cより車で15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。